

にかほ

NIKAHO
City
Public
Relations
Magazine

市民と行政の架け橋



お知らせ版

2025
4
No.470



生活環境情報

☎ 生活環境課 ☎ 32 - 3033

セーフティーロードにかほ

自転車の安全利用推進運動展開中！

今月から5月31日まで強調期間です。自転車も「道路交通法」では軽車両として位置付けられていますので、運転するときは「車」として交通ルールとマナーを守り、安全運転に努めましょう。

また、安全な利用が出来るように定期的な点検や整備を心がけましょう。

にかほ市内の 交通事故発生状況 令和7年

	3月中	累計
人身事故数	1件	2件
死者数	0人	0人
負傷者数	1人	2人
物損事故数	22件	108件

※届出のタイミングのズレにより、先月からの累計の件数・人数が異なっています。ご了承ください。

犬を飼い始める方、飼っている方へお願い

犬を飼う場合、飼い主は生後90日以上の子犬が家に来た日から30日以内に市役所に登録をしなければなりません。登録すると鑑札が交付され、万が一飼育犬がいなくなった時や保護された時の重要な手がかりになります。登録は犬の戸籍であり住民票ですので、飼育犬が亡くなった時も届出が必要です。また、犬を飼っている方が住所変更する場合は、犬の住所変更の届出も必要です。受付窓口にて手続きをお願いします。



【犬に関する届出】

届出の種類	手数料
犬の登録	1頭3,000円
犬の死亡	無し※火葬の場合は別途料金
住所・飼い主等の変更	無し
鑑札の再交付	1頭1,600円

【受付窓口】

生活環境課／金浦市民サービスセンター ☎ 38 - 4300
／税務課市民サービス班 ☎ 43 - 7500

飼い主の皆さんへお願い

▷習性を正しく理解して、終生責任をもって飼いましょう。▷生後91日以上の子犬は、年1回予防注射を受ける事が義務付けられています。▷飼育場所周辺の方に迷惑をかけることのないように注意しましょう。（鳴き声、糞尿の臭気、毛などの生活環境、適正なしつけや訓練をしましょう）▷放し飼いはしないでください。近隣への迷惑だけでなく、思わぬ事故につながります。▷散歩中の糞は必ず処理できる袋を携帯して持ち帰りましょう。マナーを守り清潔なまちづくりを心がけましょう。▷飼育犬がいなくなった場合は、生活環境課に連絡してください。その際は、登録した際の鑑札番号、犬の特徴（種類や毛の色、雄雌）を伝えてください。鑑札は首輪につけておくと、重要な手がかりになります。市では一時保護しても、飼い主が見つからない場合は保健所に引き渡します。保健所での返還には費用がかかります。